

平成 26 年 8 月 7 日

菅 義偉 内閣官房長官
古屋 圭司 内閣府防災担当大臣
田村 憲久 厚生労働大臣
太田 昭宏 国土交通大臣

海洋国日本の災害医療の未来を考える議員連盟
会長 額賀 福志郎

災害医療の充実に関する申し入れ

災害医療体制の整備は、都道府県が策定する医療計画に位置付けられることとされるなど、一義的には都道府県の責任で行われることとされている。南海トラフ地震防災対策推進基本計画においても「地方公共団体等は、災対法第86条の3の規定に基づく臨時の医療施設の開設や、民間事業者を活用した負傷者等の緊急輸送を含め、被災地内における医療体制の確立を最優先に医療活動に取り組む」とされている。

しかし、南海トラフ地震、首都直下地震のような著しく異常かつ激甚な非常災害においては、最大で 15 万人の入院医療対応力不足が見込まれ、それぞれの都道府県のみで対応することは困難であり、膨大な傷病者に我が国の医療資源の総力を挙げて対応できるよう、政府はその果たすべき役割を明確化し、主体的に取り組まなければならない。また、これに必要な予算を確実に確保しなければならない。

よって、下記事項の実現を、政府に対し強く要請する。

記

1. 大規模災害発生時に備えた災害医療の体制整備は、医療政策を所管する厚生労働省だけでなく、文部科学省、消防庁、海上保安庁、防衛省、国土交通省など省庁を横断する取り組みが必要になる。また、現状では、海路からの医療支援に係る体制構築など検討が進んでおらず、海洋国日本の特性を活かしきれていない。

そこで、内閣府、厚生労働省が中心となって省庁横断の検討チームを組成し、災害医療の専門家、有識者の参加も得ながら、災害医療体制の検討を進め、実効性のある対策を講じること。その際、東日本大震災の教訓を踏まえ、海路からの医療支援、その機能等のあり方についても、主要な検討課題の一つとして取り上げ、十分な検討を行うこと。

(1) 都道府県を超え、関係機関間の縦割りを排した調整機能の確立

- ・ 都道府県が被災することも想定し、国において、災害時の応援等を中心とした災害医療について、DMAT、JMAT等の各医療関係組織・機関を横断した司令塔機能を確認すること。
- ・ 上記とあわせ、自治体間における広域的な調整をより円滑に行えるような仕組みづくりを促進すること。

